

山口県中小企業団体中央会女性活躍推進協議会会則

(趣旨)

第 1 条 この会則は、山口県中小企業団体中央会女性活躍推進協議会について必要な事項を定める。

(名称)

第 2 条 この会は、「山口県中小企業団体中央会女性活躍推進協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(事務局)

第 3 条 この会の事務局は、山口県中小企業団体中央会に置く。

(目的)

第 4 条 この会は、女性経営者や組合運営に携わる女性役職員が相集い、個人では解決できない課題に取り組むとともに、情報の提供・収集と相互の交流を行うネットワークを構築することにより、女性経営者等の経営革新及び起業する女性の支援や組合間連携を強化し、本県中小企業等の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この会は、第4条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 会員の経営能力の向上及び研鑽のための研修会及び講習会の開催、視察の実施
- (2) 活動に関する情報の収集及び提供
- (3) 会員相互の交流を図るための事業
- (4) 経営に対する相談事業
- (5) 中央会の行う事業に対する協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 6 条 協議会の会員たる資格を有する者は、本会の会員たる資格を有する会員組合及び組合員企業の女性役職員とする。

(入会)

第 7 条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

(会費)

第 8 条 会費については、必要に応じて総会に諮り決定する。

(役員)

第 9 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名

(3) 監 事 1名

- 2 役員の任期は、2年又は就任後に開催される第2回目の通常総会の終結時までとする。
- 3 役員は、協議会総会において選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、協議会の業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代理し、又は代行する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(顧問及び相談役)

第11条 協議会は、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、2年又は第2回目の通常総会の終結時までとする。
- 4 顧問及び相談役は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 役員を選任
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) その他役員会が必要と認める事項

(役員会)

第13条 協議会に、役員会を置く。

- 2 役員会は、役員をもって組織する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(準用規程)

第15条 この規約で定めるもののほか、必要な事項は、山口県中小企業団体中央会定款の規定を準用するものとする。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。